京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第二十四卷　第二號

昭和二年二月一日發行

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

論叢

印紙稅廢止論……教授　法學博士　神戸正雄

生物の美的進化……教授　理學士　川村多實二

露西亞の新經濟政策と農業……教授　法學博士　河田嗣郎

說苑

ブルゲン氏の諸社會主義評論　教授　法學博士　田島錦治

英國勞働黨の銀行國有論……助教授　經濟學士　谷口吉彦

物價指數の意味……講師　經濟學士　蜷川虎三

雜錄

町人の財力と士農兩階級……教授　經濟學博士　本庄榮治郎

Populationistikについて……教授　法學博士　財部靜治

英吉利の國際海運收入……教授　經濟學博士　小島昌太郎

獨逸帝國銀行の發券制度……助教授　法學士　汐見三郎

法令

健康保險特別會計規則・健康保險法施行規則

（禁轉載）

英國勞働黨の銀行國有論

谷口吉彦

一　銀行國有運動の『物質的條件』

茲に問題とするのは、學者の机上で考へられた一般抽象的な銀行國有論ではなく、今日の英國に於て、現實に問題とされつゝある特殊具體的な一の運動である。英國に於ける勞働運働乃至社會主義は、周く知らるゝ如く、確固たる理論的根據に立脚せず、その主張は不徹底を免れないとしても、それは極めて實際的な實行運動である。彼等の政策は、改良主義的な傾向の強い代りに、直ちに明日より實行し得るものが多い。彼等は來るべき總選擧に於ける勞働黨の勝利を確信し、總ての標準を『次の勞働内閣』において居る。茲に問題とする銀行國有運動も亦、此の一傾向に屬するものと見らるゝ。勿論それは、最近に發表せられた『農業に關する勞働黨政策』[1]ほどには、黨全體としての纒つた具體案とはなつて居らない。けれども此の運動の一部は、既に『英蘭銀行國有案』[2]として今年の議會に提出されて居り、少くとも近き將來に於て、彼等の主張の全部又は一部は、實現さるゝ可能性がある。此の意味に於て、金融制度の改革が問題となつて居る今

1) A Labour Policy on Agriculture (1926)
2) Bank of England (Nationalisation) Bill (1926)

日の我が國にとり、何等かの參考にはなるであらう。

何故に銀行國有論が今日の英國に於て問題となるか？　その『物質的條件』を私は二つ擧げる。第一は、資本主義に恒常的な集中運動である。英國に於ける企業合同の傾向は、一定の理由のために米獨よりも十年乃至十五年おくれて、一九〇〇年以後に於て漸次に擴大しつゝあつたが、併し此の運動に一轉換を劃したのは、戰時寧ろ戰後である。[3] 産業界に於ける此の新傾向は、之と併行して銀行合同の勢を强めねばならぬ。一九一八年に設けられた『銀行合同調査會』[4]は、サイクス氏の批評する樣に、[5] 銀行利益を代表するものが半ばを占めて居たけれども、それでも『古い型』の合同と違つて、『新しい型』[7]の銀行合同は、『獨占の危險』[6]をかもすものとして、次の如く警告して居る。

『銀行合同若くは金融トラストに進むことは……疑もなく社會の總ての階級に大きな危惧を惹き起して、銀行業の國有化を要求せしむるに至る。かゝる合同は、國家の金融上の安固ならびに預金者及び事業家としての個人の利益が、主として株主の利益のために働く所の二三の個人の手に握らるゝことを意味する。その上に、かゝる金融トラストの外部に立つべき英蘭銀行の地位は、かゝる壓倒的合同によつて甚だしく危險に瀕し、金融市場の支持者及び統制者としての極めて重要な機能を遂行する上に、極端な困難を感ずるに至るまであらう。……すべて是等の結果は、公衆の利益を脅かすことゝなるであらう云々』[9]と。

併し乍ら、自然の勢は『公衆の利益』に頓着なく進む。或る銀行家の告白する樣に、[10] よしそれが

3) Rees (J. M.,) Trust in British Industry 1914-1921 (1922)
4) Treasury Committee on Bank Amalgamations.
5) Sykes (J.,) The Amalgamation Movement in English. Banking. 1825-1924 (1926) pp. 160-.
6) Report of the Treasury Committee on Bank Amalgamations (1918) p. 3.

國民の利益に反するとしても、『産業界の新運動と併行するために、銀行がその資力を合同せねばならぬといふことは、産業界の大合同がこれを必然ならしめた』[11]のである。從つて調査會の提案にもとづいて銀行合同を制限せんとする計畫も何等の效果を見る能はず、その翌年一九一九年は、最近二十年來に於ける銀行合同史上に新記錄を作つて居る。[12]かゝる狀勢にあつては、委員會の警告した通り、『銀行業の國有化』を主張するものゝ表はるゝは寧ろ自然であらう。既にリーズ氏の如きも、『唯一の合理的な解決は、銀行の國有化、及び英蘭銀行を國民銀行に轉換することである』[13]と主張する。

第二の『物質的條件』は、資本主義に週期的な景氣の變動である。戰時及び之に續くインフレィションの時代と、その反動として必然的に襲來した一九二〇年以後のデフレィションと、この二つの相反する經驗は、その國の金融制度が國民生活の上に如何に重大な直接の影響を有つかを敎ふるに十分であつた。前の時代に於ける物價騰貴の壓迫と、後の時代に於ける恐ろしい失業の襲來と、是等の痛ましい經驗が、金融制度の營利統制から來る必然の結果であることを知るならば、これが金融組織の根本的改革若くは金融の社會統制を要求する運動となつて表はるゝことは、蓋し當然の結果と言ひ得るであらう。

二　勞働黨内に於ける運動の發展

(1) ダグラス案の研究

ダグラス氏の『新時代』及び其他の著作[1]に於ける社會信用論は、勞働黨

7) ibid., p. 4.
8) ibid., p. 6.
9) ibid., p. 6.
10) Sir Drummond Drummond Fraser.
11) The Banker (January 1926) p. 51.

の一部卽ちスコットランド支部及び抗夫同盟を刺激することゝなり、一九二一年の初め頃、勞働黨幹部は、ウェッブ氏以下十一人の委員を擧げて、『ダグラス「新時代」信用策』に關する研究及び報告を依囑した。此の委員會は更に實際家をも加へて研究を續け、翌二二年に至つて其の報告『勞働黨と社會信用』[2]を提出して居る。これによつてダグラス氏の年來主張する社會信用論は、その理論に於ても實際案に於ても、勞働黨の採用する所とはならなかつたけれども、併しこれが、『經濟組織に於ける信用及び銀行の重要なことに注意を向けしめた』[3]點に於て、有益な影響を與へたことは爭ひ難い。此の報告書は、單にダグラス策の研究をなすのみならず、進んで勞働黨自身の積極案をも提案せる點に於て注意に値する。卽ち法貨と同樣の機能を有する小切手通貨が、私人の利益のために左右さるゝを排斥して、『通貨の供給』を『國立銀行組織の手』[4]に移し、『各種の產業及び生產者の間に於ける信用の分配』[5]をば、社會公益上の見地から統制するために、『銀行國有化の必要』[6]なることを主張した。かくてこの『信用及び銀行組織の社會統制』[7]を實現するためには、單に中央銀行の國有化のみならず、『株式銀行組織を國有化し、小切手銀行及び信用發行業の代りに、公けに所有され統制さるゝ所の統一銀行組織を以つてすべきこと』[8]を提案し、更に『現存の銀行組織をより詳細に調査すると共に、此の政策を遂行するための詳案を得るために』[9]研究を繼續すべきことを希望して居る。

然るに此の希望は容易に實現されず、具體的研究の多く進捗せざる中に、一九二四年には自ら內閣を組織することゝなつたが、その結果は多くの期待を裏切つて、何等勞働內閣としての施設

* Joint Stock Banks (Amalgamation Control) Bill
12) Sykes (J.) ibid., Appendix 1. p. 195.
13) Rees (J. M.) ibid., p. 236.
1) Douglas (M. C. H.) The New Age. (1907–Weekly); Economic Democracy (1921); Credit–Power and Democracy (1920); These present dis-

をなし得ず、殊に金融政策に對する彼等の無知と無能とは、此の方面に對して全く手を下し得ざる有樣であつた。これが刺激となつて此の方面に對する研究は、黨の中樞團體たる獨立勞働黨に於て發展することゝなつた。

(2) 獨立勞働黨の金融調査委員會　獨立勞働黨は勞働黨の中にあつて最も多數（一五四人中一〇六人）の勞働議員を包含して最も有力であり、且つその多くは黨の先驅者を以つて自任する少壯から成つて居て、勞働黨の將來を見る上に、注意すべき團體であるが、銀行國有運動も亦今日では、專ら此の團體が中心となつて居る。これよりさき一九二三年のロンドン大會では、ゲートシェッド支部の提案として、信用の社會統制に關する決議が提議されたけれども、問題の錯綜せる故を以つて議論としなかつた。[1] 提案者に於ても確固たる自信はなく　會衆に於ても議論するだけの興味と能力が足りなかつたのであらう。

然るに一九二四年のヨーク大會に於ては、アレン氏を議長とする金融調査委員を命じて、『(1) 私有財産の社會への移轉に關する賠償の問題、(2) 銀行及び金融組織に對する社會主義の適用』[2] の二問題に就て、研究並びに報告を依囑することゝなつた。此の委員會では二問題とも意見の一致を見る能はず、翌二五年の大會へは、多數說を代表する報告書『金融調査委員報告』[3] のみ提出せられた。此の報告は、『銀行及び信用の社會化』に關する第二の問題に就ては、中央銀行の國有化を主張するのみで、一般市中の株式銀行は、之をそのまゝとし、たゞ法律の規定及び强大な中央銀行によつて、之を統制する程度に止めんとするものである。[4] 之に對する少數委員の主張は、先づ信

contents and the Labour Party and social credit (1922); Social credit (1924) etc.,

2) Labour and Social Credit; Report of committee on the Donglas-"New Age" credit scheme. (1922)

3) ibid., p. 1.

用統制の原理を確立すべきことを主張する。少數派の報告書は更に後れて今年二六年の大會前に發表されたが、[5] 彼等の所謂『理論的根據』なるものは、次の五項から成る。

『一、社會主義の諸目的は、金融組織の徹底的變革によつてのみ達することが出來る。

『二、現在の社會的生產能力は、金融組織から受ける束縛のために、甚だしく浪費されて居る。從つて此の人爲的な束縛を排除するときは、之によつて喚起さるべき需要を充たすために、生產は速かに增大するであらう。

『三、貨幣の機能は、貨物及び勞務を分配するために、生產費のかゝらぬ媒介物として働く點にある。

『四、國家の機能は、貨幣の創造(借入れにあらず)及び分配にある。

『五、國家の貨幣政策は、之によつて消費を奬勵して完全に滿足の點に達せしめ、且つ生產を統制し奬勵して、之をして增大したる消費能力に適合せしめるため有效需要の限度にまで生產を引上ぐる手段として、之を利用すべきである』。[6]

一九二五年の大會に於ける金融委員の報告では、委員會の兩派は各〻自說を固持して論議が旺んに續けられた。[7] 茲にバアミンガムのラディウッドから出て居るオスワルド・モズレー氏の『折衷的決議』が提出されたのである。『第一に、信用及び通貨を公的に統制すること、第二に、社會的に有益なる方面に向つて貯蓄を振向け且つ公的に統制すること。』而して此の目的を達するための道程として、『(1)英蘭銀行を直ちに公の機關に移すこと……(2)株式諸銀行を公の統制の下にも

4) ibid., p. 13.
5) ibid., p. 13.
6) ibid., p. 12.
7) ibid., p. 15.
8) ibid., p. 15.

たらすこと……(3)市立銀行及び農業銀行の設立を適當に奬勵すること等々』[8] これである。

然るに此の提案にも拘らず、此の問題は、大會幹部の原案通りに、『かくの如き重大なる問題は、愼重なる決定に到達するため、黨の全體を通じて最も徹底的に論議さるゝを要する』[9]との理由で、何等の決定をも見ざることゝなつた。けれども此のモズレー氏の提案は、後のバアミンガム案の基礎をなすものであり、今日の銀行國有運動の中心となるものであるから、其の內容に就ては後に詳論することゝし、茲では其後の發展に就て更に一二を附加する。

(3)最近の發展　バアミンガムの提案が獨立勞働黨に與へた刺激は重要であつた。殊に黨の機關週誌ニュー、リーダーでは、その主筆ブレルスフォード氏が旺んに之を宣傳し、モズレー氏自身も亦、黨の夏期學校に於ける講演を基礎として冊子を公刊し、其の友人ストラッキー氏も之が理論的根據を說明する著述を公けにした。資本家側も亦、此の運動が次第に勢力を得るに及んでは、之を默視するに忍びない。或は新聞雜誌に反對意見を發表し、或は反對論文を懸賞募集さへするに至つた。かくて此の運動は、一九二五年の一年間に於て、幾多の論議と批評を經るに從つて、著しく發展することゝなつた。

かくて昨年九月のリヴァプールに於ける勞働黨大會では、『銀行及び信用』に關する重要なる決議が、黨の元老ウェッブ氏によつて提議せられ、之に對して多くの賛成論が述べられた後、[1]次の如き決議ををなして居る。モズレー氏の有力な賛成論が述べられたこと勿論である。

『國民の信用及び通貨を國民の發展及び公益のために用ふることを確保するため、產業及び職

9) ibid., p. 15.
1) Independent Labour Party; Report of the Annual Conference (1923) pp. 129-130.
2) The Report of the Annual Conference (1924) p. 27.
3) Finance Enquiry Committee Reports (1925)

業に對する金融勢力の增大を抑制するため、現存の金融負擔を輕減するため、信用統制より得る利潤を社會のために保持するため、一般に社會主義國家の漸次的實現を容易ならしむるため、本大會は、銀行及び信用組織の公有ならびに統制、組合銀行及び市立銀行の奬勵ならびに發展を促進すべきことを、執行委員及び代議士會に勸告する』[2]

此の決議は、先に述べたる一九二二年の委員會の報告に比し、文字上には何等重要な相違を示すものでない。併し乍ら三年後の同じ決議も、それはもはや少數專門家の意見ではなく、問題を理解した多數者のバックを有する實際運動となつて居る點に於て、重要な相違の存することを注意せねばならぬ。

今年四月の獨立勞働黨大會は、ブレルスフォード氏の提議にある『今日の社會主義』[3]決議の中に、『國民のためにする通貨及び信用の統制をなす所の國民銀行組織の設立』[4]を包含せしめ、更にこの大會に於て新たに黨の首領となつたマックストン氏は、後に述ぶる所の『英蘭銀行國有案』を今年の議會に提出するまでになつた。

以上述ぶるが如く、銀行國有運動は幾多の迂餘曲折を重ね、轉々として右往し左往し乍ら今日まで進んで居る。此のことは卽ち、この主張が、學者の洞徹した頭腦で作り上げた理論と異り、一の生きた實際運動として進んで居ることを證するものであつて、却つて吾々の興味を惹き得る點である。今日の經濟組織に於ける銀行乃至信用の地位は、もはや之を私人の營利統制に委すべく餘りに重要となつた。公けのためにする公けの合理的統制を以つて、私人の營利統制に代らし

4) Finance Enquiry Committee Reports. pp. 13–17.
5) The Just Price; A Financial Policy for the Independent Labour Party. (1926
6) ibid., Appendix No. 1. p. 27.
7) I. L. P. The Report of the Annual Conference (1925) pp. 151–158.

むべきであるとの主張が、彼等の胸底を一貫する要求である。此の運動は、今後と雖も、恐らく種々の形に於て變遷するであらう。けれども此の運動の基調をなす彼等の要求は、資本主義の進むと共に、益々強めらるとも弱めらるゝことはなからう。

三　バアミンガム案の内容

今日の英國に於ける銀行國有運動が、バアミンガム案を中心とすることは既に述べた。此の案は今日では、すでにイースト、ロッヂの夏期學校に於ける餘興の種になるまでに、ポピュラーなものとなつて居る。それが第一にバアミンガム市から起つた點に於て奇緣を有する。バアミンガム市は既に歴史的に十九世紀の中葉に於て、かのバンキング、スクールとカアレンシー、スクールとの對立した當時、別にバアミンガム、スクールなる一派を提唱した所である。[1] 今日のバアミンガム市は又、公有事業の社會化せる點に於て英國都市中に其の比を見ない。殊にその市立銀行は、[2] 新しい意味を有つ公立銀行の模範として、當に推賞さるゝ所である。更にこれが最初の提案者たるモズレー氏にも亦、特殊の興味が伴つて居る。彼れはまだ三十歳前後の知識階級に屬する無名の青年ではあるが、前年の總選擧には獨立勞働黨の候補者として立ち、バアミンガム市とは離るべからざるかのチェンバレン氏(現在の保健大臣)に肉迫し、僅かに七十七票の差を以つて惜敗した。更に最近の所報によれば[3] チェンバレン氏は其の傳來の地盤を拋棄したから、次の選擧には恐らくモズレー氏の獨壇臺を豫想し得る。彼れの提案がバアミンガム市の獨立勞働黨に採用せられ、次いで同市の勞働黨に容認せられ、更に昨年五月のグロスター大會に提案せられ、最後に昨年九月のリヴァプール勞働黨大會に提案可決せらるゝまでの間に、その内容は、幾多の批評と反對に刺激せられて、次第に發展して居る。從つてそれはもはや今日では、彼れの入格から離れて存在する。けれども彼れの名は此の案の發展すると共に、次第に知られて來る。彼れが勢力を得るに從つて、バアミンガム案は今後ますゝその發展を續け得るであらう。

8) ibid., pp. 155-156.
1) Report of the Twenty-Fifth Annual Conference of the Labour Party (1925) pp. 262-266.
2) ibid., Appendix XVI, p. 356.
3) Socialism in Our Time. I. L. P. The Report of the Annual Conference

（1）その理論的根據　偖てバアミンガム案は、彼等に從へば、『社會主義の問題と最近の貨幣理論とを結合し、その堅固な基礎の上に、社會主義案の全機構を構成せんとする』[4]ものである。私は第一に、謂ふ所の『最近の貨幣理論』と、案の理論的根據との關係を見る。彼等に從へば、『通貨問題は永い間、奇論家及び空論家の幸福な獵場として認められて居た。そして此の領域を彼等の間に放任することを以つて、最も實際的な社會主義者は滿足して居たのである』。[5]然るに『社會主義の實現にとつて、貨幣理論の重要なる』[6]ことは、『戰後の經濟及び經驗から見て』、[7]もはや疑ふべからざる所となつて來た。そこで彼等の提案は、實際的社會主義と貨幣理論との間に存する『此の大きなギャップを補ふ』[8]ものであり、『社會主義に對して、一の新要素を導き入れるものである』[9]と、彼等は謂ふ。彼等の自負は、少くとも英國の實際的社會主義に關する限り、相當の要求權を有ち得るものであらう。

彼等の所謂『最近の貨幣理論』は、いふまでもなく、ケインズ氏の『貨幣制度の改革』[10]の影響を受けて居る。ケインズ氏の『統制通貨』說は、第一に、『對內物價の安定を出來るだけ維持する目的を以つて、通貨及び信用の供給を統制し』[11]第二に、季節的其他の原因による內外物價關係の一時的變動を防ぐために、外國爲替の供給を統制する』[12]ことを主張するものであるが、是等が物價の安定を期する限りに於て、彼等も亦之を承認する。何となれば、戰時から戰後に亘る異常な物價變動は、日常の生活を離れ得ない英國の社會主義を敎ふるに十分であつたから。併し乍ら今日の『物質的條件』は、彼等をして、物價の安定以上に出で得ない此の種の『統制通貨』を禮讃せしむべ

(1926) pp. 76-87.
4) ibid., p. 76. and "Labour's Road to Power" (1926) p. 3.
1) Johnson (A.) Currency Principles versus Banking Principles (1856) p. 3.
2) Birmingham Municipal Bank.
3) Daily Herald. (July 26, 1926) p. 2.

く餘りに發展して來た。『吾々は最近の貨幣理論を發展せしめて、それが社會主義理論と一致し、それをして經濟的權力の獲得手段たらしめ得る程度にまで達せしめねばならぬ』。[13] こゝに彼等の新たな要求が加はる。卽ち第三に、『生產の國民的能力の增加をば、物價の下落を起さしむることなくして實現し得るために、通貨及び信用の發行を統制する』[14] こと是である。この生產增加のためにする『統制通貨』の理論こそ、彼等が『社會主義に對して一の新要素を導き入れる』と自負する所であり、後に述ぶる所の『消費者信用』の具體案に對する根據をなすものである。

第二に彼等に從へば、『社會主義者としての吾々は、新たに作り出さんとする社會の性質については、よく承知して居る。(併し乍ら)その社會をかち得るための方法と過程については、吾々は常にそれほど明瞭であらうか?……バアミンガム案の提供する所は、資本主義から社會主義への轉換といふ今日の急迫した問題である。』[15] と言ふ。私は次にこの案が『社會主義への轉換』の『過程』として要求して居る理論的根據を見る。

穩健着實を標榜する彼等も、『現在の經濟組織が、次第にその機能を失ひつゝある』[16] 事實を否定することは出來ない。さうして『吾々の好むと否とに拘らず、今日の社會の全經濟機構は、徐々といふよりは寧ろ急速に、革新されねばならぬ』[17] と主張することによつて、一方には傳來の漸進論者に反對すると共に、他方には『經濟的破壞及び暴力變革の方法による解決は、英國民の性質に適せず、且つ英國が主要物の供給を外國に仰いでゐるといふ特殊の地位から見て、危險である』[18] との理由を以つて、暴力主義を否定する。けれども亦彼等は、『全經濟組織の統制が、自動的

4) Mosley (O.) Revolution by Reason (1925) p. 5.
5) 6) 7) 8) 9) Mosley (O.,) ibid., p. 6.
10) Keynes, Tract on Monetary Reform.
11) 12) Strackey (J.) Revolution by Reason (1925) p. 52.
13) Mosley (O.) Revolution by Reason. p. 6.

に彼等の手に落ちて來る』[19]と信ずる程の樂觀論者でもない。彼等は、『現在の經濟的權力の所有者が、自ら進んで、組織されたる社會の手にそれを引渡すであらう』[20]と信ずる代りに、『此の經濟的權力の鍵をデモクラシーによつて獲得し得る所の、一連の政策を發見せねばならぬ』[21]と努力する。

勿論或る種の產業國有論は、勞働黨殊に獨立勞働黨に於て早くより研究さるゝ所であり、炭鑛國有、鐵道國有、土地國有案等々、次第に建設的な具體案をもたらしつゝあるが、唯バアミンガム案の主張は、寧ろかゝる個々の產業國有を否定するに近い。何故かといふに、個々の產業國有は、たとひ其れが社會主義的に行はるゝ場合であつても、資本主義の下にあつて最も行き詰つた產業から先づ國有化さるゝ傾向が強い。例へば石油に壓迫された炭鑛、自動車にとつて代られた鐵道、バスに乘客を奪はれた市電等々。『社會主義政府は、是等の最も行き詰つた產業を引受けねばならぬ』[22]ことゝなり、資本家はこゝに、社會化の不成績を攻擊する最良の口實を發見するであらう。それ故に、彼等に從へば、『眞の社會主義は、若し之を急速に有效ならしめんとならば、生產界の全野に亘つて、同時に行はねばならぬ』[23]。然し乍ら生產の同時的變革は、彼等の排斥する暴力主義の本來の主張である。そこでバアミンガム案は自問する、『生產の全野に亘つて、同時的に社會主義を開始し、しかも暴力的騷擾なしに之を行ふことは、可能であらうか？』[24]と。

『かくの如き解決は、一定の條件の下に於てのみ可能である』[25]。それは如何なる條件の下に於てか？『問題のクラックスをなすものは、經濟的權力の移轉である。そして之を移轉せしむる特殊の方法は、決して漸進的ではあり得ない。……變革を有效に行ふために缺くべからざる手段

14) Strackey (J.) Revolution by Reason, p. 52.
15) Mosley, ibid., p. 6.
16) Strackey, ibid., p. 123.
17) Strackey, ibid., p. 123.
18) Strackey, ibid., p. 124.

――經濟的權力の鍵――は、漸進的でなく、單一な決定的行爲によつてのみ獲得されねばならぬ。經濟的權力を所有することなくしては、デモクラシーの手は其の脊後に縛りつけられて居るから』[26]といふ。

茲に問題の核心をなす經濟的權力（エコノミック、パワー）とは何か？『經濟的權力によつて、吾々は、國民の信用組織を意味する。貨物の生產に對して信用を與へ若しくは之を引上ぐる權力。單に貨物を生產すべきか否かを決定するのみならず、如何なる貨物を生產すべきかを決定する權力。國內に於ては信用の手段により、外國に對しては爲替の人爲的操縱によつて、生產されたる貨物に對して有利な市場を與へ、若しくは之を取り上げる權力。なかんづく物價を操縱することによつて、購買力を與へ且つ分配する所の、銀行の有する權力』[27]これである。簡言せば彼等の主張は、金融資本の支配力をば、『單一な決定的行爲によつて獲得』することにより、『生產の全野に亘つて、同時的に社會主義を開始』せんとするものである。この限りに於て、それは急進的である。然し乍ら此の單一な決定的行爲によつて、『問題の處理を吾々自身の手に收め得た後は、その改革は漸進的に之を始めねばならぬ。同樣に社會は、社會變革の仕事に着手したとしても、愼重と熟慮を以つて、注意深く一歩々々と進み得るに過ぎない』[28]ことを信ずる點に於て、彼等は依然として漸進主義を採る。

以上述ぶる所によつて見るに、彼等の銀行國有運動は、一方では財政其他の理由より來る資本主義的國有論にあらざるは勿論、行き詰つた一產業を救濟するための個々の產業國有論でないとともに、他方では、之によつて直ちに社會主義を完成せんとするものでもなく、それは『社會主

19) Strackey, ibid., p. 124.
20) Strackey, ibid., p. 125.
21) Strackey, ibid., p. 125.
22) Strackey, ibid., p. 118.
23) Strackey, ibid., p. 119.

義への轉換』の『過程』であり、『社會主義を開始』せんとするに止まるものなることは明らかである。このことは、彼等が、『銀行社會化の主要目的』[28]として、『(1)社會主義を促進するため、(2)過渡期に於ける勞働者の狀態を緩和するため』[30]といふ二項を揭げてゐることによつても明瞭であらう。そしてそれが社會主義の促進に對して、如何なる理論的根據を有するかに就ては、今私の述べ來つた所である。私は第三に、それが『勞働者の狀態を緩和する』上に、如何なる根據を有するかを述べるであらう。此の點に於て彼等の主張は、また當面せる英國資本主義の物質的條件に根據を有する。

英國資本主義の行き詰りを示す物質的表現は、何人の眼にも疑ふことの出來ないその生產力の拘束であらう。今日の英國が包藏する可能的な生產力は、その現實の生產力に比べて、遙かに高き程度に達して居る。第一に『英國の基礎產業の何れに於ても、殆んどすべての製造家は、もし註文さへあるならば、その產額を二倍もしくは三倍に增加し得ると言ふであらう。のみならず、造船業及び鑛業に於ては、多くの工場は閉鎖せられ、機械其他の設備から成る總ての資源を遊ばして居る。』[31]第二に『疑ふべからざる事實は、戰時に於て吾々は、殆んど今日と同じ物質的資源を以つて、今日の數倍に達する物を生產しつゝあつたことである。のみならず當時吾々は、約四百萬の壯者を戰場へ引き上げられて居た』[32]のである。第三に最も明瞭なる證據は、今日百五十萬の失業者を包擁せる事實である。是等すべての物的及び人的の生產手段をば、その最上の能力に於て活動せしめた場合に於ける可能的な生產力は、何故に實現な生產力として活動し得ないのか？

24) Strackey, ibid., p. 119.
25) Strackey, ibid., p. 119.
26) Strackey, ibid., pp. 125-126.
27) Mosley, ibid., p. 7.
28) Strackey. ibid., p. 126.

『生産を增加せよ、然らば信用を擴張しやう。』[33]といふ金融資本家の約束と、『製品を捌き得る市場を發見せざる以上、生産を欲しない』[34]といふ生産資本家の約束は、現實の生産力を極端に引下げて、失業豫備軍を準備する。失業はそれだけ購買力の減少を意味する。購買力が減るから賣れない。賣れないから生産しない。生産しないから貸出さない。貸出さないから生産できない。生産できないから失業者が增す。失業者が增すから購買力が減る。英國の今日は正しくこの事業上の循環論を操り返して、次第に深みに陷落しつゝある。それ故に『購買力の缺乏が中心問題である。』[35]と彼等は考へる。

此の場合に資本家社會にあつても景氣の回復は到來するかも知れぬ。或る偶然的な原因、若くは中央銀行の利下げが突發すると、投機家の借り出しを刺激して物價騰貴とインフレイションと恐慌を招來し得る。中央銀行の利下げは、それが理想的に利用されたとしも、生産資本家の購買力を增加して物價騰貴を惹き起すに過ぎない。その間接の影響が、長い時間を經過した後、始めて勞働者の購買力に及んで來る頃は、既に物價騰貴が先き走つて居て、實質上の勞賃は却つて低下するであらう。そこで彼等の提案は、此の資本主義的な景氣恢復の代りに、社會主義的な景氣恢復を將來するにある。資本家に信用を與ふる代りに、之を勞働者に與ふることによつて、國民の購買力を喚起し、一方には勞働者の生活を向上せしむると共に、他方には商品に對する市場を創造して、拘束されたる生産力を解放し、從つて失業を救濟せんとする。卽ち『一の新奇な、科學的な社會主義的方法によつて信用を擴張し、新たに發行さるゝ貨幣をば、最も之を必要とする

29) Mosley, ibdi., p. 8.
30) Mosley, ibid., p. 8.
31) Strackey, ibid., p. 24. (1925)
32) Strackey, ibid., p. 25. (1925)
33) Mosley, ibid., p. 8.

方向へ振り向け、[36]最大の經濟的及び社會的利益のために、之を使用せんとする』ものである。

(2)その實際的提案　バアミンガム案の具體的提案は、尙ほ一の未成品である。それが勞働黨に採用せられ、更に英國の社會に實現さるゝまでには、尙ほ多くの討議と發展を見ることであらう。それ故に茲では唯、彼等の理論的主張を更に具體的に補說する意味に於て、その輪廓を示すに止める。

第一、經濟評議會（エコノミック　カウンシル）　法律によつて常設的に設けらるべき經濟評議會は、二つの機能を有するものとする。第一は、國民購買力の統制、卽ち『勞働階級の貨幣勞賃を引上げることによつて、新たなる有效需要を創造し、且つ之を維持する』[37]にある。第二の機能は、國民生產力の統制、卽ち『右の新たなる需要をして、生產の增加を將來せしめ物價の騰貴を來さしめないために、生產及び分配に關する國民的能力の改善及び計畫をなす』[38]にある。

第一の機能を果すためには、勞働階級の購買力に關して三つの任務が要求さるゝ。(1)最低勞賃を決定し且つ政府をして之を法定せしむること、(2)實際に支拂はれつゝある平均勞賃の計算、(3)將來生產力の解放された場合に支拂ひ得る可能的勞賃の決定、是である。かくして經濟評議會は、實際的平均勞賃をして標準的法定勞賃に近づかしめ、更に之を理想的可能勞賃にまで引上ぐることを努むるものであるが、此等の引上げは、綿密なる注意をもつて漸進すべく、之によつて惹き起さるゝ生產の增加と併行すべきこと　が要求さるゝ。何となれば、生產增加を伴はざる購買力の引上げは、直ちに物資の不足、從つて物價の騰貴を惹起するから。尙ほ又、最近に問題となりつ

34) Mosley, ibid., p. 8.
35) Mosley ibid., p. 9.
36) Mosley ibid., p. 14.
37) Strackey, ibid., p. 132.
38) ibid., p. 132.

、ある家族支給および失業手當增額の如きも、この機能に屬すること言ふまでもない。

第二の機能は、直接に產業統制を行ふものである。此種の產業統制は、實際案としては、種々の程度のものを考へ得るが、彼等の意圖は、之をして『廣汎な且つ重要な機能を有せしむ』[20]るにある。例へば若しも或種の產業が、その法定勞賃に耐え得ざる時は、强制的に之を改造せしめ得べく、また必要なる場合には、『基礎產業の資本家をして互に合同せしめ、且つ能率ある基礎の上に其の產業を組織すべきこと』[40]を、强制し得るものとする。

經濟評議會の直接的な產業統制が、或る程度に營利生產を排斥し得るものなることは、『戰時社會主義』に於ける『產業統制局』の經驗が彼等を敎へて居る。卽ち『政府は、其の產業に賣却さるべき原料の價格も、其の產業が賣却する製品の價格も、共に之を統制したから、此の方法の下に於ては、生產に從事する企業は、實際に於ては社會の一機關となり、一定の手數料を得て、原料から製品を作り上げた』[41]のであつた。而して此種の機能を果すためには、經濟評議會は多くの任務を有する。例へば實際的生產力及び可能的生產力の測定、產業部門の間に於ける生產力の分配及び轉換等々これである。かの輸入食料品の大量購入および直接輸入の如き問題も、之に屬することは勿論である。

第二、公有銀行組織。 經濟評議會が一の立法的な經濟機關であるとすれば、公有されたる銀行組織は、一の執行機關である。既に評議會の第一機能の結果として、勞賃引上げによる購買力解放の必要と程度が決定されたとしても、如何なる方法によつて之を實現するかの問題が殘る。

39) Strackey, ibid., p. 143
40) ibid., p. 144.
41) ibid., p. 130.

卽ち公有されたる金融制度の機能は、新らたに貨幣を創造し、差當り法定の最低勞賃を實施せしむることにより、國民の購買力を解放すべき經濟評議會の機能を執行するにある。

公有の銀行組織を作るためには、何等新らたな制度を創設するの要はない。たゞ今日既に存在する組織を、トランスフォームすれば足りる。すでに最初に述べたる如く、今日の英國は殆んど完全に集中されたる金融組織を有する。この現存の物質的條件は、唯一の點を除いては、そのまゝに之を公有制度に轉換し得る。唯一の點、而もこの點が最も重要である！　私人の營利のためにする金融制度の獨占的統制に代ふるに、國民多數のためにする社會的統制を以ってするに過ぎない。それ故に英蘭銀行および五大銀行を國有若くは公有に移すといふことは、必ずしも是等の銀行が政府機關の一部門となることを意味するものでなく、彼等に從へば、それはたゞ究局の金融統制を國民代表の手に收めんとするに過ぎない。而も此のことなくしては、金融組織をして彼等の期待する執行機關たらしむること能はず、又これさへあれば、その目的は十分に達し得ると彼等は考へる。

第三、消費者信用。　公有銀行組織は如何なる方法によつて、國民の購買力を解放し得るか？茲に彼等は二つの選擇案を提出する。第一は、勞働者に對して直接に信用を與ふる方法。卽ち金融機關により新たに創造さるべき貨幣を以つて、法定賃銀に對する現實賃銀の不足額をば、郵便局又は職業紹介所を通じて、勞働者に支給するものである。此の方法は、その目的が直接に勞働階級の生活向上にあることを直截簡明に示せる點に就て、一の長所を有するが、次に述べんとす

る第二の方法に比較して短所とすべきは、第一に、奢侈的な非社會的な産業を次第に驅逐して社會的に必要な産業を之に代らしめることは、此の方法そのものからは直接に出て來ない。第二に、國家の信用により新たに喚起された需要から生れる餘剩利潤をば、公衆のために利用することが出來ない。[42] さうするためには別に煩瑣な特別租稅の手續による外ない。それ故に彼等は寧ろ第二の方法を推擧する。

第二の方法は、生産資本家を通じて間接に消費者信用を設定せんとするものである。經濟評議會は、一方に、生産資本家に向つて法定勞賃の支拂を强制すると共に、他方には公有銀行をして、その生産家に向つて餘分勞賃の支拂に相當するだけの貸越をなさしめる。而も此の貸越は次第に不必要となるであらう。何故かといふに、勞働者の購買力の增加はその産業の景氣を恢復せしめ、それによつて餘剩利潤を生ずるだけ、それだけ法定勞賃の支拂に耐え得るに至るからである。勿論經濟評議會は、豫め貸越許與の代償として、一定の産業統制權を得る筈だから、其の産業に對する一切の調査乃至監督の自由は、十分に確保されてゐる筈である。

此の方法が勞働者に及ぼす影響は、第一の方法と異らない。生産資本家も之によつて、新たな勞賃負擔だけは補給されるから、そこには需要の增加といふこと以外には何等の變動も存し得ない。而も此の方法の長所として、第一に、奢侈的産業と必要産業との區別は貸越許與の場合に當然になさるゝから、前者から後者への轉換を直接に促進することが出來る。第二に、新たに喚起された需要から得らるゝ餘剩利潤は、自動的に勞賃の增加に振向けらるゝ。第三に、すべての産

42) Mosley, ibid., p. 17.

業はその資金を國有銀行に仰ぐことゝなり、今日私營の銀行に握られて居る廣大な經濟的權力は、茲に始めて勞働政府の手に奪還さるゝであらう。[43]

要するに彼等の實際案は、さほどに複雜多岐なものではない。『若しも勞働政府の最初の二つの法案が、銀行の社會化と經濟評議會の設立とであつたとすれば、その政府は經濟的權力を獲得せんとする鬪爭に於て、適當に準備したものである。……是等の二制度は、比較的短期間に通過し得る簡單な法案によつて創設され得るであらうし、一たび是等が法典に上つたならば、勞働政府は、銀行および評議會を通して得らるゝ經濟的權力の手段によつて、國民の負託を遂行し得るであらう。』[44]これが彼等の確信である。

四　結　論

之を要するに、彼等の主張は第一に、生產の獨占と金融資本の支配といふ後期資本主義の客觀的事實を認識して居る。すでに經濟的權力が生產資本家から金融資本家に移つて居る此の時代に於て、單なる生產手段の公有や生產の公營を實現し得たとしても、それが果して生產の社會的統制を齎らして生產力の束縛を解放し、多數者の生活を向上せしめ得るかは疑問であらう。此點に於て銀行國有論は、區々たる產業國有論に一歩を先んずるものであらう。第二に、獨占と金融資本が多數者の生活を如何に脅かすかに就て、彼等は特に戰後の英國に於ける體驗を基礎として居る。從つて彼等の眼は高く保たれて居るにしても、其の主張は日常生活の向上、若くは最低勞賃

43) ibid., p. 19.
44) Strackey, ibid., pp. 130-131.

の法定といふが如き、極めて低き所から出發する。第三に、是等二つの事情は、彼等をして、少くとも交通手段としての貨幣乃至金融組織を尊重せしむるに至る。新しき社會は、古き社會に逆轉すべきでなく、古き社會の内に最も高く發展した諸條件を基礎として、その上に之をアウフヘーベンするものだとすれば、今日の資本家社會に於ける金融組織こそ、深き注意と研究に値するものではなからうか？

偖て、多くの社會主義運動は、究局に於ては、多數消費者による生産の統制を要求するものだと見ることが出來るであらう。如何なる社會組織を採るを問はず、經濟組織の理想的機能は、その社會成員の多數が最も必要とする物資を最も豐富に提供することにあるは言ふまでもない。さうして資本主義の社會は、個人の消費生活を自由に放任し、各人の必要を需要に飜譯せしめ、此の需要を指標として行はるゝ生産も亦これを各人の自由に放任し、かくすることによつて、需要による生産の無意識的統制を期するものである。この無意識的統制は、生産の自由競爭と、所得の平等分配といふ二重の前提が許さるゝ場合に於て、始めて其の期待を實現し得るであらう。自由競爭の行はれた前期資本主義にあつては、何をどれだけ生産すべきかの決定は、一應は生産資本家により、結局は消費者の需要により決定せらるゝものであるから、此の社會の下にあつて、若しも所得の平等分配が行はれ、各人の必要がそのまゝ需要となつて表はるゝならば、最も必要な物資が最も豐富に生産さるゝことゝなるであらう。けれどもかくの如き社會を想定することは、資本主義そのものと矛盾する、資本主義は富の不平等から出發するから。のみならず資本主

義の發展は、是等の前提をその反對物に發展せしめる。自由競爭は獨占に代り、富の不平等が益々著しくなつた後則資本主義に於ては、生產に關する發言權は、一方では多數消費者から少數消費者へ移り、他方では獨占生產者若くは金融資本家へ奪ひ取られて居る。

資本主義的でない生產統制の方法として、考へ得らるゝ二つの方法は、第一に、消費者代表の手によつて、多數消費者の消費すべき物の種類と分量を考量し、之に從つて組織的計畫的に生產を統制するか、第二に、個人の意志に放任された消費を需要によつて表示せしめ、この需要の指示する所に從つて生產を意識的に統制するか、の何れかであらう。前者は生產を組織的計畫的に統制すると共に、その結果として個人の消費は放任を許されざることゝなるから、それは正しく資本主義の方法と正反對である。後者は兩者の中間を行くものであつて、消費の自由放任に於て資本主義に類し、生產の意識的統制に於て第二者に類似する。

然らば茲に問題とする銀行國有運動は、此の點に關して如何なる意義と價値を認め得るか？

彼等の所謂『消費者信用』は、その限りに於ては、所得分配の不平等を緩和せんとする一種の分配政策である。勞働階級の所得を國家の信用によりて補給することにより、多數消費者の生產發言權を擴大せんとするものである。それ故にこの限りに於ける提案の價値は、それが如何なる程度に分配の不平等を矯正し得るか？　具體的には、法定勞賃が實際勞賃に近き程度に止まるか、若くはそれが資本家の利潤を全く併呑して、彼等をして生產を斷念して之を公有に移さしむる程度に達するかに依つて、異るであらう。たゞ法定勞賃が後の場合にまで向上して、勞賃の性質を著しく變じ得たとしても、このことから直ちに、多數消費者の生產支配が完全に生れ來るかは、疑問であらう。そして法定勞賃の程度と多數消費者の發言程度とは、勞働政府の勢力、究局には

勞働者階級と資本家階級との力の相違に依存する問題であらう。

消費者による生産の無意識的統制が完全に行はれるためには、所得分配の平等といふことの外に、尙ほ生産に於ける自由競爭を必要とする。生産が獨占トラストの手に握らるゝ場合に於ては、逆に生産による消費の統制が行はるゝものであり、また獨占の目的が此のことにあるは言ふまでもない。それ故に若しも彼等の提案が、單に『消費者信用』に止まるものならば、換言せば經濟評議會の機能が、第一機能の需要統制に止まるものならば、それは單なる分配政策に過ぎず、獨占の存在する今日にあつては、それ自身の目的を達することさへ困難であらう。生産の直接統制を目的とする第二の機能は、此の意味に於て極めて重要なる役割を有つ。彼等の主張する生産統制は、所得分配の矯正によつて多數消費者の新たに獲得すべき生産發言權を確保し、若くは達成せしむるために、その需要の表示する所に從つて、生産を意識的に統制するものである。それ故に此の生産統制は、消費者代表による組織的計畫的な統制を意味するものでない。多數者の購買力若くは有效需要が、彼等の提案に於ける一の重點をなすは此の故であり、消費の個人放任は彼等の捨て難い所である。卽ち『貨幣の提供によつて說明さるゝ所の明らかな需要を缺く時は、吾々は何を供給すべきかを、どうして知り得やう。吾々は(此の場合)、その市民の消費すべきものだと考へられる物だけを生産する所の全能の政府の獨裁の下に立たねばならぬ』[1]と彼等は言ふ。

それ故に經濟評議會に二つの機能を有せしめんとする彼等の主張は、一方に新しき社會の要素たる生産の社會的統制を主張すると共に、他方には、資本主義の下に存する消費の需要への表現を存續せしめんとするものであり、それは前に述べたる第三種の生産統制を意味する。たゞ此場

1) Strackey, ibid., p. 150

合に於ける生產の社會的統制は、等しく意識的統制であつても、第二者の場合に於けるが如き積極的な自發的統制たることは不可能であり、それは消極的受動的たるを免れず、從つて意識的ではあり得ても、完全な計畫的組織的統制たり得ることは困難であらう。

消費者の必要を需要に飜譯して表示せしむることゝ、此の表示に從つて生產を意識的に統制することゝ、此の二つの主張は又、社會經濟に於ける貨幣乃至金融組織の機能を尊重することを意味する。貨幣や金融組織は、今日の樣に營利の手段として働く代りに、第一次には所得の分配手段となり、第二次には物資の配給手段となり、第三次には、產業間に於ける生產力分配の手段となり得る。經濟評議會の第一機能は前二者に關聯し、第二の機能は第三の生產力分配に關聯する。今日の社會に於ても、金融の社會的機能は、產業部門の間に於ける生產力の分配をなすものと見らるゝが、それはたゞ今日にあつては、意識的行爲の無意識的結果として發生するに過ぎないに對して、彼等の主張は、之を意識的に行はんとするにある。それ故に彼等の提案は、之を全體として金融の社會的統制と見ることが出來る。此の意味の金融統制は、其の目的と標識に於て極めて明瞭である。第一次にそれは法定勞賃を標識として所得分配の矯正を目的とする。第二次にそれは、需要の表現を標識として生產部門の間に資力を分配する。さうして此の第二次的な金融統制による生產統制は、經濟的權力の確保さるゝ限りに於ては、そのこと自身としては技術的意義を有するに過ぎないから、その價値は寧ろ第一機能の程度に依存する。若しも多數消費者の必要が比較的率直に需要に表現し、これが其儘に生產統制に表はれたとすれば、今日の社會は餘程その趣を異にするに至るであらうし、若し又これに反するとすれば、殆んど大きな期待をかけ得ないであらう。茲に至つて問題は、たゞ兩者の間に表はれる力の均衡によつて解決さるゝの外はない。